



あなたの街の接骨院・整骨院



会報

とらのき

5

月号

公益社団法人
栃木県柔道整復師会

■発行／(公社) 栃木県柔道整復師会 宇都宮市西一の沢町4番7号
TEL.028-648-0502代 URL <http://sekkotuin.jp/>
■発行人／田代富夫 ■編集人／小森照久 ■印刷所／藤崎印刷

資質の向上と人格の陶冶を目指して

3月19日、富士山の麓にある富士五湖文化センター・ふじさんホールにて第43回関東学術大会山梨大会が「伝統の継承」をテーマに開催された。新型コロナウイルス感染拡大を考慮して各県の会場参加人数を制限したが、より多くの会員が視聴できるよう大会をWeb配信した。



大会冒頭のあいさつでは、伊藤日整会長から2月6日に起きたトルコ・シリア大地震に、JICA（国際協力機構）医療チームの一員として北海道、神奈川の日整会員を派遣したことが報告された。

救護員たちは救護物資の不足する現地で被災者の救護に携わり、調達できる最低限の材料で骨折・脱臼などの負傷者に対し正確な処置を行った。現地の被災者からは「彼らのテクニックは素晴らしく、神の手だ」と感謝されたということだった。

続いて登壇した森川日整学術教育部長は、現在120,728人の柔整師の登録者がいるが、「就業柔整師数は75,786人と約4割が資格を生かしていない。ここ2年間の全国の新設施設術所は300か所足らずとなり、療養費に至っては9年連続で下がり続けている」と柔道整復師を取り巻く厳しい状況を訴えた。

また、柔道整復術が公認されて100年が経ち、次の100年に襷を繋げるために歴史的考察、制度考察を行い、「医療」「介護」「福祉」「健康」「養生」などの分野でどう

貢献できるかを考えるとした。

そのうえで、日整ですでに立ち上げられている日本機能訓練指導員協会の活動を基盤にして、訪問ケアを含む介護分野への参入など「業界の業務拡大を目指していかなければならない」と述べた。

また、柔道整復師は専門知識、技術、倫理などを習得し認められた国家資格であり、そのことを前提に療養費制度が適用されている。「骨折」「脱臼」に対しても整復、固定の応急処置が許されており「正に医師の代替機能を有している」と述べ、それゆえに適切な施術を行い、不正をしないという信頼のうえに成り立った制度であり、さらなる柔整師の資質の向上が求められるとした。

現在、柔整師の資質向上の柱となる「匠の技伝承プロジェクト」が進められ、おもに「骨折・脱臼の整復と固定技術の理解および実践」「超音波観察装置の正しい観察法」の講習が行われているが、2023年度以降は各県主導型講習会にしていく方針のようだ。

柔道整復術を望む国民の負託に応えるために、日整と全国の柔整師会が協力し、骨折・脱臼の最新の専門的知識と高度な治療技術を有する優れた柔整師を養成し、全国に配置することで治療の質の向上と標準化を図ることが目的だとした。

心の痛みを診る

特別講演では、大室産業医事務所代表・大室正志先生による「痛みとストレスの関係」の講演があった。

産業医とは、50人以上の事業所において選任する必要があり、労働者の健康管理をはじめ、職場の安全衛生全般のアドバイザーの役割を持ち、企業が直面する安全健康リスクをすべて担当する。

近年、仕事において強いストレスや不安を感じている労働者が多く、精神障害を発症し労災認定となる事案が増加傾向にある。私たちも「痛み」という症状で、メンタル不調の患者と遭遇する機会もあり、貴重な講演となった。

5月号 CONTENTS

Vol.368 とらのき

資質の向上と人格の陶冶を目指して……………	1	歯科業界の変革が映す「柔整業界の将来」2……………	5
柔整療養費の未来 外傷のエビデンス……………	2	My Box……………	6
新学術部シリーズ／公正な選挙に向けて……………	3	令和5年春の交通安全県民総ぐるみ運動……………	7
保険関係Q&A……………	4	保険部だより／ニューフェイス……………	7
「返戻」から見る協定と契約の違い……………	4	行事予定／お知らせ／編集後記……………	8

痛みの種類は、以下の3つに区分される。

- ①侵害受容性：体の組織の損傷や損傷が起こりうる強い刺激で起きる。
- ②神経障害性：痛みの発生に関わる神経の病変や損傷で起きる。
- ③痛覚変調性：痛みの発生に関わる脳の神経経路の変化で起きる。

痛覚変調性疼痛は、体の組織や神経に損傷がなくても生じる痛みで、慢性化して改善しにくく、メンタル不調などと合併することが多い。メンタル不調の多くは、体の症状を訴え、特に重要視されるものとして睡眠障害が原因としてある。

ネガティブな感情や怖い病気の情報があると慢性化しやすいが、正しい情報を教え、励ますことにより軽快し回復に向かう。ストレスなどの心理的側面を評価することが対策となるそうだ。

また、休憩・昼食時間内にはワークショップにおいて超音波実技講習が行われ、損傷した皮下組織の状態把握の有用性の高さを感じた。

師の教え、研究の糧に

午後の部は、各県の代表者による研究発表が行われた。当県代表の鈴木勝仁会員（宇）は第3発表に登壇し、「急性腰痛における『テコの原理』を応用した持続牽引法～12年間の研究報告～を発表した。

腰部の安静肢位として、背臥位で股関節、膝関節を屈曲し、椅子に下腿部を乗せることでテコの原理が働き、腰部に持続牽引の状態が作られることに着目。10分間行うことでストレッチ効果を生み、腰部周辺の筋肉が弛緩し骨盤が前傾から後傾になり、同時に踵部が座面に接地してくるにつれて疼痛が改善することがわかった。12年間で、1,131人の急性腰痛患者を対象に施術し、効果を得られたとした。



また、師匠である故萩原正先生の「『研究材料を持ち今後の役に立つことをしなさい』という言葉大切にしている」と結び、堂々と発表を終えた姿にとても感銘を受けた。

この日、前日の雨が上がり、蒼天に白くそびえる美しい姿を見せてくれた富士山のように、^{はちめんれいろう}八面玲瓏な業界であることを願いつつ山梨大会は閉幕した。

来年は神奈川県での開催が予定されている。

学術部 星野訓昭

3月4日、当会会員による呉竹研究会が主催する超音波画像観察装置研究会が当会館で行われた。今回は第1回として、当会が助成を受けて導入した9台の「ポータブル型超音波観察装置」についての講習会となった。

塚原保険部長が講師を務め、最初に超音波観察装置の特徴・使用目的・活用方法などを説明し、次に観察装置を使つての実習を行った。



ほとんどの参加者が観察装置を導入しておらず、今回は初心者向けということで、電源の入れ方からプローブとiPadの立ち上げ、画像の調整などの扱い方を学び、実際に手部・肘部の観察を行った。

超音波観察は、臨床において「患部の損傷」を裏付ける重要なツールであり、それを見せることにより患者に視覚で訴えることができる。

また、骨折などの骨観察についてはレントゲンには劣るが、筋・靭帯・関節包などの軟部組織の観察に秀でているため、実際の臨床において、骨組織よりも軟部組織の損傷を扱うことの多い柔整師にとって導入価値は高く、導入する施術所が7割を超えてくれば、療養費算定の加算項目として認められる可能性も出てくるであろう。

超音波観察装置は、伝統医学の柔道整復術から、医学的エビデンスに基づいた現代医学としての柔道整復術への大きな一歩となることは間違いない。

この研究会はこれからも随時開催され、当会員であれば参加大歓迎ということなので、ぜひとも参加をしていただきたい（ちなみに筆者も呉竹OBではない）。

広報部

今回使用した観察装置は当会9支部に貸出し、講習会やスポーツ大会救護で活用する予定です。

Innovative Academic Department Series 新 学術部シリーズ

Vol.186

主訴探傷～主訴からの施術判断



◆ 外傷既往のない足関節・足趾の変形・腫脹

2. 亜急性・慢性症状

B. 慢性腫脹を認める疾患

(1) X線変化なし

● 腱鞘炎

● デュピトレン拘縮

● 軟部腫瘍

(2) X線変化あり

● 変形性関節症

外見上、関節部の腫脹・変形。

X線では関節裂隙の狭小化、骨棘形成。

● 慢性関節炎

● 骨腫瘍

骨透過像や骨破壊像。

● 関節リウマチ

関節腫脹・多関節炎を呈す。

X線では、進行すると骨破壊像が出現する。関節結核との鑑別を要す。

● 足部結核

進行すると単純X線写真では、Phemisterの三徴（①関節周囲骨密度低下 ②関節辺縁の侵食像 ③緩徐な関節裂隙の狭小化）が特徴的となる。高齢者、免疫不全者に多い。

● 神経病性関節炎

糖尿病など神経障害がある人に起こる急性の骨の軟化で、軟骨の腐食・軟骨下骨の硬化・骨折・骨破壊・関節の崩壊をきたす。

C. 神経、筋疾患

(1) 知覚障害なし

● 進行性筋ジストロフィー

デュシャヌ型に多い。足から変形する。そのほか腓腹筋仮性肥大。

● 筋萎縮性側索硬化症

全身性の進行性筋萎縮をきたす疾患。

筋萎縮による下肢症状として、歩きづらさや階段が昇りにくい、スリッパが脱げやすい、こむら返りなどの障害

を発症。障害は全身の運動のほか、唾液量の増加や構音障害、嚥下障害など多岐にわたる。

● charcot-marie-tooth病

遺伝子異常による末梢神経疾患。

バランス感覚の低下、足の筋力低下凹足や偏平足、槌状趾といった足の変形を伴う。

また、足の筋力が低下することから下垂足で歩行。

(2) 知覚障害あり

● 足根管症候群

足根管での後脛骨神経の絞扼による。

足底に神経痛が発症。足根管にtinnel signを認める。

● フリードライヒ失調症

脊髄や小脳が変性する疾患（脊髄小脳変性症）。歩きづらさ愁訴にする。凹足を呈すが国内発症はすべて外国人。

学術部 岡本博志

公正な選挙に向けて

5月21日に行われる当会通常総会では役員選挙が行われるが、選挙に先立ち、選挙を運営する第1回選挙管理委員会が4月5日、当会館会議室で開催された。

協議事項

1. 選挙管理委員会の設置について
2. 日程確認について
3. 選挙公報について
4. 投票に関する通知文について
5. 投票用紙について



委員は例年どおり9支部の各支部長となり、委員長は小椋宇都宮支部長、副委員長には鳩山栃木支部長・高村足利支部長が選出された。

選挙管理委員会は、選挙公報作成や投票用紙の確認、投票箱設置など、投開票に係る日程や作業工程を協議し、公正な選挙が行われるために運営される。

立候補届の期間は4月17日から20日までで、各立候補者が選挙公報、所信表明文、立候補届・立会人届を提出した。

保険関係



Q 明細書発行体制加算の算定日はどのようにするのでしょうか？

A 実際に発行した日付であればどの施術日を選択しても結構ですが、通常はその月の施術を行った最初の施術日としましょう。月末などに1か月分をまとめて発行するような場合には、月末の発行日が算定日となります。

施術が行われていない日（明細書だけを受け取りに来た日など）を算定日とした場合は、発行体制加算料金のみが発生します。このときの体制加算の算定金額は13円ですので、 $13円 \times 0.3 = 3.9円$ となり、10円未満は四捨五入する決まりですから、3割負担の方でも窓口での料金徴収はありませんので注意してください。

また、月頭の施術日に前月分の明細書を発行し、さらに同月の最後の施術日に当該月の明細書を発行した場合や、施術終了時（治癒した場合など）に複数月の明細書をまとめて発行した場合など、複数の明細書を発行した場合であっても、同一月の体制加算の算定は1回のみとなりますので注意してください。

Q 宇都宮市の子ども医療助成受給資格者証がカード型に変更されましたが、資格者証のどこにも「受給資格者」の記載がありません。どのように記載すればよいのでしょうか？

A 健康保険証に記載されている「被保険者」の氏名としてください。

宇都宮市とは「本来の受給資格者と被保険者の氏名が異なっている場合であっても返戻はしない」との申し合わせがあります。

また、足利市においても同様のカード型となっていますので、保険証に記載される被保険者名としてください。
*栃木県内の各市・町の「子ども医療助成申請書」の柔道整復師証明欄の押印は、上三川町を除きすべて廃止されました。令和5年4月施術分以降は押印を省略してください。

「返戻」から見る協定と契約の違い

当会会員以外の個人契約柔整師で請求代行業者に請求を委託している者の中に、自身の請求が審査会において、長期にわたって「疑義案件として指摘されていた」という事実をまったく知らないまま、公的審査会から面談に呼ばれて驚き困惑している柔整師があまりにも多い。この事実から、以下の3つの問題が浮かび上がってきた。

- ①「保険者が疑義申請書を返戻する際に、申請者である柔整師ではなく、申請の当事者でもない請求代行業者に申請書を返戻している」これは「受領委任取扱規定」に明らかに違反している。
- ②「疑義申請者の返戻を受けた請求代行業者も、その申請書を作成した施術管理者に申請書を返戻していない」保険者から疑義を確認するために返戻されているにも関わらず、その返戻先に申請書が届いていない。
- ③「受領委任規定に存在していないばかりか当事者でもない請求代行業者が、申請者（施術管理者）の確認をとることなく、勝手に修正をして保険者へ戻している」これでは返戻した意味がない。

こうした違法行為は「協定」においては絶対に起こらない。というのも、協定の場合には保険者からの返戻書類は協定団体である公益社団法人柔道整復師会が受け取り、それを「会長委任」している申請者自身（施術管理者・会員本人）へ返戻し内容の確認をしている。これが「協定」が信頼されている理由でもある。柔整療養費・受領委任制度が始まって以来、87年間このような事態はただの一度もない。

対して「契約」は自ら申請を行い、返戻についても自ら受け取って修正・再提出を行うことになっている。その中間に当事者ではない第三者が入り込み、当事者本人になんの断りもなく勝手な意見をするなどあってはならない。それが、不正が起これば、疑義の事実を認識しない施術管理者が存在し続け、業界が社会から信用を失う原因となっているのだ。

「面接懇談」という新たな手法が改革の大きな力となっているといっても過言ではないだろう。

参考：東京都柔道整復師会広報誌 Compass
<https://www.tjs.or.jp/compass/index.html>

投稿 俺に言わせろ！

※あくまでも私見であることをご了承ください。

歯科業界の変革が映す 『柔整業界の将来』 2

1. 歯科の自費診療

歯科医院 1 院あたりの患者数の減少に加えて、歯科の保険点数は 20 年間ほぼ据え置きになっている。そのため、自費診療へシフトする歯科医院が増加しているのは必然である。

歯科医院のホームページなどを無作為に検索すると、現在行われている主な自費診療と金額は、おおむね以下のとおりだ。

a. ノンメタル（メタルフリー）治療

歯科の自費診療で代表的なものはノンメタル治療である。これまで、詰め物・クラウン・入れ歯などは健康保険適応の金属や樹脂が主流であったが、セラミックやチタンを用いた自費診療を勧める歯科が増えている。

保険診療 10 割分の「詰め物」の価格は 1,000 ～ 4,000 円に対して自費診療では 4 万円以上。「クラウン」は保険診療が 4,000 ～ 7,000 円に対して自費診療では 10 万円以上。「入れ歯」は保険診療が 1 ～ 2 万円に対して自費診療では 25 万 ～ 50 万円になる。

b. ホワイトニング

歯を漂白する美容目的の診療。もちろん自費診療になる。通院で行う「オフィスホワイトニング」とマウスピース・薬剤を受け取って自宅で行う「ホームホワイトニング」がある。費用は数万～十数万円になる。

c. 歯列矯正



一部の先天性疾患や外科的な治療に伴う矯正の場合は保険適応になるが、美容を目的とした矯正は自費診療

である。費用は内容によって大きく異なり 10 万～ 150 万円になる。

d. インプラント

失われた歯を補うために保険診療ではブリッジ・入れ歯を用いるが、自費診療では人工歯根・人工の歯を埋め込むことができ、この技術をインプラントという。1 本数十万円の費用がかかる。

e. 予防歯科（PMTC）

歯垢・歯石の除去や虫歯菌の殺菌など、歯周病・虫歯の予防的治療は自費診療になり、1 万円前後かかる。

2. 歯科の自費診療の問題点

歯科業界は生き残りをかけて、あの手この手で治療の版図を広げている。しかし、その陰で以下のような問題も指摘されているようだ。

a. 予防歯科と自費診療の勧誘

最近では、予防歯科に対する認識が広がり、定期的に検診・クリーニングに訪れる患者が増加した。

公衆衛生的には良い傾向だが、中には予防歯科をきっかけにして、高額な自費診療を強く勧める歯科医院が存在するらしい。これは歯科医院のイメージダウンにつながる。

b. マウスピース矯正



目立たない・歯磨きがしやすい・違和感が少ないなどの理由で、樹脂製マウスピースでの矯正が増えているが、ワイヤーの矯正に

比べて歯を動かす力は弱く、5 年経っても治療が完了しなかった例もあり、患者からのクレームもあるようだ。

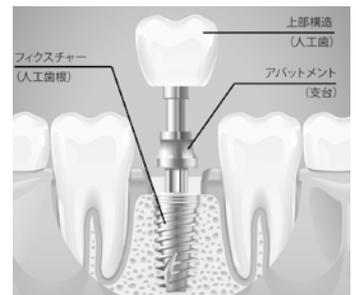
c. ノンクラスデンチャー

最近では金属を使わない、この入れ歯を勧める歯科医院が増えている。金属を使用していないので目立たないというのがウリのようだ。しかし、健康保険適応外なので 10 万円以上の自己負担になる。ノンクラスデンチャーは、もともと健康保険制度のないアメリカで流通していたもので、高額な費用を支払えない患者のために安価に作られたというものだ。

つまり、簡易式ゆえに本来の入れ歯が持っている支持・維持・保持機構が欠落している。そのためトラブルも多く、ノンクラスデンチャーに対して疑問を持つ歯科医師も多いとされる。

d. インプラント

治療費が高額なうえに、トラブルが多い治療法といわれている。術後の感染症リスクが高く、人工歯根の部分は歯根膜というクッションがなくなるので、



ほかの健全な歯に負担がかかり、構造的破綻が起きる可能性がある。

e. 奥歯のノンメタル治療

前歯に対するノンメタル治療は審美歯科（美しさに焦点を当てた歯科医療）という観点からそれなりの意味はあるが、奥歯はほぼ見えないのでノンメタルにする意味がわからない。

金属アレルギー対策を掲げてノンメタルを勧める歯科は多いが、アレルギーを引き起こす歯科用金属は少ないようだ。

そもそも、金属アレルギー対策を掲げる歯科医院がインプラントで顎の奥深くに金属性のボルトを入れているのは矛盾している。

さらに、ノンメタルで多く使われる素材はセラミックが多いが、奥歯の噛み合わせ部には40kg前後の力が働くため、金属より割れやすいセラミックは適していないという歯科医師もいるようだ。さらに、セラミックは滑りやすく物が噛みづらいことがあるらしい。

ここで紹介したことは、インターネット上での歯科医師の意見や情報などを参考にしたもので、もちろんすべてが正しいものでも間違っているものでもないことを認識したうえでのことであり、歯科業界を批判するものではない。

これらのことを参考に、次号ではわれわれの業界で起きている問題点を洗い出し、活路をも見出してみたい。

宇都宮支部 野澤哲男

My BOX 支部リレー投稿

第229走者 宇都宮支部 渡辺紀之

人生豊かにプランニング

この一年間のうちに、独学で二つの資格を取得しました。「日商簿記検定3級」と「ファイナンシャル・プランニング (FP) 技能検定3級」です。



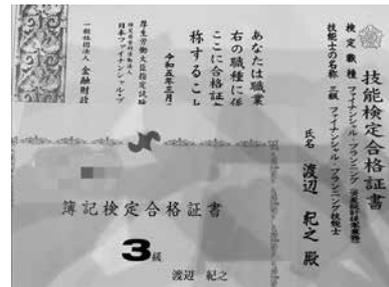
これらの資格の勉強をしようと思いついた動機は、何か新しいことにチャレンジしてみたかったことと、毎年2月にやってくる確定申告の内容が理解できず、憂鬱だったからです。

これまで、事務職の仕事をしている家族にかなり助けてもらって、何とか終わらせていましたが、このままではいけないと思い、昨年春に一念発起して簿記3級のテキストと問題集を購入。仕事の空き時間などを利用して勉強を始めました。

簿記3級では、私たちが青色申告を行うために必要な基礎知識や方法を学ぶことができます。はじめは簿記独特の概念がなかなか理解できずに挫折しそうにもなりましたが、テキストやYouTubeでの講義動画などを繰り返し参照しながら続けました。

そして昨年6月、思い切って検定試験を受験。出

題内容の運なども味方してくれて、何とか合格することができました。



つかの間の休息を取り、秋にはFP3級の勉強を開始しました。FP3級は、税金の分野に関しては、確定申告

の流れや所得控除の制度について学びますが、それ以外にも年金や保険など、お金に関するさまざまな基礎知識を得ることができます。少しずつ勉強を進めて、今年1月の試験に合格することができました。

そして迎えた今年の確定申告。正直まだまだ準備不足でしたが、昨年までと比べると少しは気持ちに余裕が持てて、家族の負担も減らせたような気はします。

私たち柔道整復師は身体についての知識や施術方法について日々研鑽しています。それはもちろんのことですが、今回それ以外の分野についての勉強を行ったことで、少し社会に対しての知見が広がったような気がします。今後も本業以外でも人生に役立ち、豊かにする知識や資格があれば、時間の許す範囲で取り組んでいきたいと思えます。

次回は栃木支部にバトンタッチです。

令和5年春の交通安全県民総ぐるみ運動

1 運動の目的

本運動は、広く県民一人ひとりに交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

2 運動の期間

令和5年5月11日(木)から20日(土)までの10日間

3 運動の重点等

- ①子供を始めとする歩行者の安全の確保
- ②横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

4 推進上の着目点

(1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保

①歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けを強化してください。

②歩行者の安全の確保

5月から6月にかけて登下校時の児童・生徒による交通事故の発生が懸念されます。そのため、児童・生徒の安全指導は、具体的で実践的な指導を行い、保護者を中心として地域全体で子供を守ることが重要です。

(2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

①運転者の歩行者等への保護意識の向上

子供や高齢者を含めた全ての道路利用者に優しい運転である「子供や高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」を広く浸透させ、ドライバーに思いやりのある運転を心掛けてもらい、悲惨な交通事故を防止する必要があります。

横断歩道手前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道における歩行者優先義務等の徹底により「もっとと止まれる栃木県」の推進を図ってください。



保険部だより



健康保険取り扱いにおいて、柔道整復師の初検時に骨折として応急手当を行い、医療機関へ依頼して診察した際に骨折等が確認できなかった場合、従前は初検時より「捻挫」等の傷病名の算定をしていましたが、令和5年3月に日整から厚生労働省へ確認したところ、「初検時は『〇〇骨折』として整復料等の算定を行うことができる」との回答を得たと報告がありました。

今後は健康保険においても、初検時は骨折として算定することができます。

ただし、実際に骨折の疑いで応急手当を行っていることと、医療機関に紹介している事実が必要となりますので注意してください。

医療機関において、骨折がないことが証明された以降の施術は「捻挫」等の傷病名に変更し、「捻挫」等の算定料金となります。

令和5年4月分から申請書の必着日が毎月8日となりましたので、ご注意ください。

ニューフェイス

①支部名 ②生年月日 ③施術所名
④施術所住所 ⑤TEL ⑥出身校
⑦入会年月日 ⑧趣味 ⑨抱負

室井 啓一 むろい けいいち



- ①宇都宮支部 ②昭和50年3月17日
- ③I P通り整骨院
- ④宇都宮市インターパーク2-15-1 アルメリーナ1F
- ⑤028-612-7282 ⑥朋友柔道整復専門学校 ⑦令和5年3月31日
- ⑧音楽鑑賞 ⑨これからも経験を積んでいきたいと思ひます。

ニューフェイス

①支部名 ②生年月日 ③施術所名
④施術所住所 ⑤TEL ⑥出身校
⑦入会年月日 ⑧趣味 ⑨抱負

阿久津 草太 あくつ そうた



- ①鹿沼支部 ②平成4年2月24日
- ③石川整骨院
- ④鹿沼市西茂呂2-3-1
- ⑤0289-64-4433 ⑥大宮医療専門学院 ⑦令和5年3月31日
- ⑧キャンプ、釣り、サッカー ⑨微力ですが少しでも業界を盛り上げられるよう、精一杯頑張りますので宜しくお願い致します。

川 柳

塩谷支部 船橋 仁和

宝物ですと譲らぬゴミ屋敷
肝心なトコで躓く気の弱さ
学歴はないが世渡りなら負けず

2023 (令和5年)

行事予定

※とちのきクリニック
の受付は9:30~
11:30です

5月

- 3日(水・祝) 第39回栃柔整柔道大会 [ユウケイ武道館]
10:00 とちのきクリニック 飯島医師・滝田・鈴木強・小林
- 8日(月) 療養費支給申請書必着日
- 15日(月) 20:00 とちのき6月号編集会議 小森・古内・加藤
- 16日(火) 20:30 予備点検 [当会館] 理事・監事・支部長
- 21日(日) 9:30 理事会(支部長参加) [とちぎ健康の森]
10:00 とちのきクリニック 須田医師・野澤・鈴木勝・大木
10:45 令和5年度通常総会 [とちぎ健康の森]
- 22日(月) 20:00 とちのき校正会議 小森・加藤・植木
- 23日(火) 14:00 労災審査 [当会館]
- 25日(木) 10:00 国保審査会 [国保連合会902号室]
- 26日(金) 10:00 協会けんぽ審査会 [とちぎ福祉プラザ]
20:00 協同組合総代会 [当会館]
- 30日(火) 20:30 IT委員会 [当会館]小森・植木

6月

- 4日(日) 10:00 とちのきクリニック 須田医師・滝田・大芦・小林
- 8日(木) 療養費支給申請書必着日
- 14日(水) 20:00 とちのき7月号編集会議 小森・植木・手塚
- 15日(木) 20:00 理事会 [当会館]
- 16日(金) 20:30 予備点検 [当会館] 理事・監事・支部長
- 18日(日) 10:00 とちのきクリニック 飯島医師・高野・高橋・大木
- 20日(火) 14:00 労災審査 [当会館]
- 21日(水) 20:00 とちのき校正会議 小森・手塚・木下
- 23日(金) 10:00 国保審査会 [国保連合会902号室]
協会けんぽ審査会 [とちぎ福祉プラザ]
- 28日(水) 20:30 IT委員会 [当会館]小森・松山

(変更や追加などはホームページをご覧ください)



編集後記

「田子の浦に うち出でてみれば 白妙の富士の高嶺に 雪は降りつつ」は、百人一首の中で意味もわからず、なぜか唯一覚えている一首だ。

先の関東学会山梨大会の折、出席した広報部長から「白妙の富士」の画像が送られてきた。もちろん海からの眺望ではないが、なかなかいいものだった。

この富士山、実はカンセキスタジアム2階コンコースからもうっすらと、ぼんやりと見ることができるのはご存じだろうか？機会があったらぜひ探してみてください。

Onzk

information

お知らせ

会員数

令和5年4月1日現在
 会員数 **370名**
 研修柔道整復師 **6名**
 施術所数 **352院**



会員の異動状況報告

- ・宇柔整245 室井 啓一 I P通り整骨院
〒321-0118 宇都宮市インターパーク2-15-1 アルメリーナ1F
☎028-612-7282 令和5年3月31日 入会
- ・鹿柔整81 阿久津 草太 石川整骨院
〒322-0029 鹿沼市西茂呂2-3-1
☎0289-64-4433 令和5年3月31日 入会
- ・那柔整57 青松 治 青松整骨院
〒324-0024 大田原市福原1221-1
☎0287-28-0860 令和5年1月31日 退会
- ・宇柔整152 福田 崇 接骨院ふくだ
〒321-0132 宇都宮市雀の宮4-3-15
☎028-655-7743 令和5年3月31日 退会
- ・鹿柔整9 松本 とみ子 松本整骨院
〒321-2421 日光市栗原388-2
☎0288-21-8319 令和5年3月31日 退会
- ・小柔整62 菊池 和則 ハートワン整骨院
〒323-0029 小山市城北4-32-4
☎0285-25-0313 令和5年3月31日 退会
- ・鹿柔整5 石川 悦偉→鹿柔整81 阿久津 草太
石川整骨院 〒322-0029 鹿沼市西茂呂2-3-1
☎0289-64-4433 令和5年4月1日 院主変更
- ・宇柔整107 中山 典久 令和5年3月31日 退会
- ・宇柔整197 猪瀬 順 令和5年3月31日 退会
- ・足柔整68 田口 敦 令和5年3月31日 退会
- ・足柔整13 吉田 綱稔 令和5年3月31日 退会
- ・芳柔整9 大畑 博 令和5年3月31日 退会
- ・芳柔整36 大畑 和広 令和5年3月31日 退会

訃報

足利支部 森下 仁博 会員のご尊父様
(茂 様 86歳)がご逝去されました。
 栃木支部 丸山 佳洋 会員のご母堂様
(弘子 様 87歳)がご逝去されました。
 謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

ご会葬御礼

過日は、ご多忙中にもかかわらず、会員の皆様にはご会葬を賜り誠にありがとうございました。

足利支部 森下 仁博
 栃木支部 丸山 佳洋

今月行われる役員選挙について

投票率が50%以下の場合には選挙が無効となりますので、必ず投票するようお願いいたします。